

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

令和4年度「介護職員等ベースアップ等支援加算」算定に係る処遇改善計画書等の提出について (通知)

日頃、本県の介護保険行政の推進について、格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等ベースアップ等支援加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を各指定権者へ提出いただく必要があります。令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する場合には、令和4年8月31日までに介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を各指定権者へ提出していただくことになっております。

また、別添「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年6月21日付老発0621第1号厚生労働省老健局長通知)のとおり、介護職員等ベースアップ等支援加算に係る処遇改善計画書の様式が示されています。

については、令和4年10月以降の介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する場合は、下記のとおり、御提出いただきますようお願いいたします。

また、新たに加算を算定する場合は、上記計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、併せて御承知ください。

記

1 「介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」の提出期限

	加算算定期期	提出期限 (延長後)
1	令和4年10月から加算を算定する場合	令和4年8月31日 (水)
2	令和4年11月以降に加算を算定する場合	加算を取得する月の前々月の末日

※令和4年度に「介護職員処遇改善加算」をすでに取得済みであり、令和4年10月から取得する加算が介護職員等ベースアップ等支援加算のみである場合は、下の当課ホームページに掲載している様式のうち、別紙様式2-1と別紙様式2-4のみの提出となります。

※厚生労働省から様式(編集可能媒体)は、当課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限

	加算算定期期	提出期限 (必着)
1	令和4年10月サービス提供分から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合	(施設系) 令和4年10月1日 (居宅系) 令和4年9月15日
2	令和4年11月以降サービス提供分から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合	(施設系) 算定開始月の1日 (居宅系) 算定開始月の前月の15日

3 提出先・問い合わせ先（指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合）

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 福祉保健局地域福祉支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu_fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	〒683-0802 米子市東福原 1-1-45	0859-31-9314	seibu_fukushihoken@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合事務局	〒683-0351 南部町法勝寺 377-1	0859-39-6222	nan-mino@sanmedia.or.jp

4 その他

指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）に係る計画書の提出先や提出に必要な書類等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。

5 添付資料

- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）

**【担当】**

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課  
介護保険・施設担当 吉村  
電話：0857-26-7175  
ファクシミリ：0857-26-8168  
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp